

松戸市農業委員会総会議事録

令和5年10月10日

令和5年松戸市農業委員会10月総会議事録

松戸市農業委員会会長山口輝雄は令和5年10月10日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

1番	杉浦昌平	2番	杉浦勇司
3番	横山定勝	5番	渡邊洋子
6番	加藤万里子	7番	山口輝雄
9番	岩佐忠夫	10番	川上博久
11番	渡来和治	12番	渡邊慶弘
13番	鈴木榮一	14番	湯浅孝一
明・矢切区域	齋藤香	明・矢切区域	平川正俊
東部区域	湯浅雅之	常盤平・五香区域	山崎唯司
馬橋・小金区域	小林直一	馬橋・小金区域	湯浅清

1. 欠席委員

8番	戸張嘉宣	15番	相田敏克
----	------	-----	------

1. 関係課出席職員 農政課

課長	田嶋和彦	主任主事	榎本稔
----	------	------	-----

1. 事務局出席職員

事務局長	加藤広之	事務局長 補佐	榊孝弘
主幹兼 係長	武井博子	係長	落合利彦

開会 午後 3時00分

議 長 定刻となりましたので、ただいまより令和5年10月総会を開催いたします。

議事に入る前に、本日開催の農業委員会総会を傍聴したいとの申出があり、松戸市農業委員会会議規則第16条により許可しますので、事務局、傍聴人の入室をお願いいたします。
しばらくお待ちください。

(傍聴人入室)

議 長 傍聴される方に申し上げます。

松戸市農業委員会会議規則第16条の規定により、傍聴に当たっての注意事項を守ってくださいますようお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が12名、推進委員が6名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。議席番号11番、渡来和治委員、議席番号12番、渡邊慶弘委員の両委員を指名いたします。よろしく申し上げます。

◎議案の提出

議 長 早速議事に入ります。

本日の議案は、第1号から3号までとなっております。

なお、報告事項については、第1号から第5号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告願います。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

この議案は、松戸市農業委員会会議規則第11条の規定により、議事参与の制限に抵触する事案でありますので、関係人であります平川委員はここで退室をお願いいたします。

(平川委員退室)

議 長 それでは、利用計画について、農政課長、よろしくお願ひします。

農政課長 農政課、田嶋でございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画につきまして、ご審議をお願ひいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は、新規設定案件3件、再設定案件1件となります。

それでは、議案第1号1番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。申請地につきましては、ピンク色の冊子でお配りしております参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑で面積は469平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の1番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願ひいたします。

はい、岩佐委員。

岩佐委員 議席番号9番、岩佐忠夫です。

ただ今の農政課長の説明でよくわかりました。私は賛成したいと思います。よろしくお願ひします。

議 長 ただいま岩佐委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

原案に賛成の農業委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

ここで、平川委員の入室を認めます。

(平川委員入室)

議長 長 続いて、2番について、農政課長、よろしく申し上げます。

農政課長 それでは、議案第1号2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の1ページから2ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑で面積は588平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツ、緑肥を主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 長 ただいま農政課長より、議案第1号の2番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、岩佐委員。

岩佐委員 9番、岩佐忠夫です。

ただいまの農政課長の説明でよく分かりました。

原案に賛成したいと思います。よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま岩佐委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

議長 長 続いて、3番について、農政課長、よろしく申し上げます。

農政課長 それでは、議案第1号3番をご説明いたします。

議案書1ページの3番、参考資料の3ページから6ページをご覧ください。

当案件は新規設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑で面積は2,963平方メートルでございます。利用権の種類は使用貸借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の3番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、岩佐委員。

岩佐委員 議席番号9番、岩佐忠夫です。

この方も、適切に管理されておりますので、私は賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま岩佐委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、4番について、農政課長、よろしくお願いいたします。

農政課長 議案第1号4番をご説明いたします。

議案書1ページの4番、参考資料の7ページ、8ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑で面積は1,530平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、ネギ、キャベツを主体に栽培する計画でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ただいま農政課長より、議案第1号の4番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、平川委員。

平川推進委員 推進委員の平川でございます。

ただいま農政課長の説明でよく分かりました。これは再設定ということで、農地のほうもよく管理されておりますので、原案に賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま平川委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見ないようであります。

原案に賛成の農業委員の皆さんは挙手をお願いします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の4番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

農政課長は、公務のためここで退席となります。ありがとうございました。

(農政課長退席)

◎議案第2号

議 長 続けて、議案第2号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定についてを議題といたします。

同法第4条第3項の規定により、松戸市から事業計画認定書(案)について決定を求められているので、本総会において意見決定するものです。

第1審査会第2審査班座長より申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 議席番号3番、横山定勝です。

去る10月3日火曜日、議案第2号、3号の審査のため、第1審査会第2審査班が招集され、審査会の座長を私が担当いたしましたので、ご報告申し上げます。

当日は、渡邊洋子農業委員、渡来和治農業委員、平川正俊推進委員と私の以上4名により、現地調査の上、詳細に審議をいたしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明いたします。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に慎重なる審議を行ったものであることをご報告いたします。

それでは、議案第2号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく事業計画の決定についてご説明いたします。

議案書の2ページ、議案参考資料については9ページから10ページになります。申請地の

位置については、議案参考資料の9ページのところでございます。

申請の都市農地は1筆で面積は1,098平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。権利の形態は、賃借権の設定です。

本法においては、松戸市及び隣接する市町村で農作物を販売する等条件を満たせば、生産緑地制度を利用したままで賃借することができます。

借受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。

農作業に従事する者は、申請者を含む構成員3人で、年間従事日数は合計で900日です。

農機具については、トラック2台、動噴1台を所有しています。

申請地では、レモンを作付するとのことです。

周辺の生活環境と調和の取れた当該農地の利用を確保するため、農作物の残渣や農業資材を放置しないこと、また、適切に除草するように要望したところです。

以上、審査会では、議案第2号について慎重審議の上、都市農地の賃借の円滑化に関する法律の認定条件に抵触するものはないこと、また、将来においても農地として適切な管理が継続されているものと判断いたしました。

これらをもって、議案第2号について、決定すべきと意見決定を図ったところでございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 ただいま横山定勝座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、決定相当とのことです。

農業委員、推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅雅之委員。

湯浅（雅）推進委員 推進委員の湯浅雅之です。

ただいまの座長の説明でよく分かりました。私は審査会の意見に賛成いたします。お諮りをよろしくお願いいたします。

議長 ただいま湯浅雅之委員より審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 ご意見ないようであります。

これより、議案第2号の1番について、原案どおり決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号の1番につきましては、原案のとおり決定したことを松戸市長宛てに送付いたします。

◎議案第3号

議 長 続いて、議案第3号の1番を議題といたします。

申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第1審査会第2審査班座長 それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明いたします。

議案書の3ページ、議案参考資料については11ページから15ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の11ページのところにあります。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

申請理由及び土地選定理由は、譲受人は、松戸市を中心に自動二輪車、中古自動車の修理販売を行っています。取扱い車両の数の拡大のため、新たな車両置場を探していたところ、会社近くの当該土地を選定したとのことでした。

議案参考資料の13ページをご覧ください。

施設の概要については、車両置場用地です。

整地については、碎石敷きとします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、現地調査の結果、周囲に農地はありませんでした。

費用については、全額自己資金で賄うとのことから、残高証明書を確認いたしました。

他法令については、該当する法律はございません。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に住宅の用または事業の用に供する施設が連担している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断いたしました。

以上、議案第3号の1番について説明いたしました。審査会では、現地調査及び審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま横山定勝座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことです。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅孝一委員。

湯浅（孝）委員 議席番号14番、湯浅孝一です。

座長の説明でよく分かりました。審査会意見に賛成したいと思います。

議 長 ただいま湯浅孝一委員より審査会意見に賛成との意見がありました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 ご意見ないようであります。

審査会報告のとおり許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。

（賛成者挙手全員）

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の1番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いします。

事務局 それでは、議案書4ページ、報告事項1から10ページの報告事項5についてご報告させていただきます。

まず、4ページ、報告事項1 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてです。

相続による所有権の移転により1件の届出を受理しました。

なお、斡旋の希望はありませんでした。

次に、5ページから6ページ、報告事項2 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、6ページ下段の記載のとおり、8月分として、田4件、4,716平米、畑13件、9,210平米、合計17件、1万3,926平米の届出を受理しました。

次に、7ページから8ページ、報告事項3 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出についてですが、8ページに記載のとおり、田3件、328平米、畑14件、6,380平

米、合計17件、6,708平米の届出を受理しました。

次に、9ページ、報告事項4 農地の現況に係る照会に対する回答についてですが、法務局より2件の照会があり、2件の非農地回答をしました。

次に、10ページ、報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、引き続き農業経営を行っている旨の証明書2件を交付しました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和5年10月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時24分